太鼓演奏会の開催事業実施要領

（総則）

1. 公益財団法人日本太鼓財団(以下｢当財団｣という。)の太鼓演奏会の開催事業の実施については、この要領による。

（目的）

1. 当財団が主催する演奏会を、支部並びに地区ブロックへ委託することにより、演奏機会の提供並びに日本太鼓の演奏を社会一般に向けて実施することによる地域の活性化を図る。

（基本方針）

1. 事業の基本方針は、次の通りとする。

( 1 ) 当財団並びに、事業を行う者（以下「事業者」という。）を主催として、互いに協力のもと準備、運営を行う。

( 2 ) 入場料は原則として無料とする。

( 3 ) 事業の実施にあたっては、当財団策定の「太鼓演奏における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を前提とした感染防止の対策を講ずる。

（実施内容）

1. 事業の実施内容は、次のとおりとする

( 1 ) 参加団体は、原則として支部所属会員及び支部未開設地区の一般会員からとし、当財団と事業者が協議の上決定する

( 2 ) 演奏に係わる事項については、当財団と事業者が協議の上決定する

（委託対象及び委託金額）

1. この委託金の対象となる事業、事業者並びに委託金額、内容については、別表「委託金交付基準」に記載のとおりとする。

（対象期間）

1. 事業の実施対象期間は、原則として毎年４月１日より翌年３月31日とする。

（事業者への告知方法）

1. 告知は、当財団の機関誌、公式サイト・SNS等を通じて行う。

（申請）

1. 事業者は、委託を受けようとするときは、当財団が指定する期日までに別添様式１の受託申請書並びに別添様式２の受託事業計画書を、当財団に提出しなければならない。

（交付決定）

1. 当財団は、前条の要領による受託申請書の提出があったときは、事務局の審査を経て、交付すべきものと認めたときは、代表理事並びに業務執行理事の承認を得て交付決定を行う。

（契約）

第10条 当財団は、交付決定に伴い、その旨を事業者へ通知し、その内容については別添様式３の委託契約書を取り交わすものとする。

（委託金の請求）

第11条 契約書に定める委託金の支払い請求は、別添様式４の委託金概算支払請求書を当財団に提出しなければならない。

（委託金の概算払い）

第12条 当財団は、前項による委託金の請求を受けたときは、請求の日から30日以内に概算払いするものとする。

（計画変更及び中止承認）

第13条 事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、別添様式５の事業計画変更・中止届を当財団に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 事業者は、事業の進行及び収支状況について当財団から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（完了報告）

第15条 事業者は、第13条の定めによる事業の中止の届出があった場合を除き、事業を完了したときは、その日から30日以内の日又は委託事業の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別添様式６の事業完了報告書を当財団に提出しなければならない。

（検査）

第16条 当財団は、前条の規定に基づく報告書及び収支計算書の提出を受けたときは、事業の実施について検査しなければならない。

（委託金額確定及び精算）

第17条 当財団は第15条の完了報告を受けたときは、報告書を審査し、委託金額を確定する。

２　前項による委託費の確定額は、事業に要した適正な支出額と委託契約書に定める限度額のいずれか低い額として精算する。

（現地調査等）

第18条 当財団は、事業の執行の適正を期するために必要と認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は帳簿書類等を調査し必要な指示をすることができる。

２　事業者は、前条による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しその状況を当財団に報告しなければならない。

（書類の保存）

第19条 事業者は、受託事業の収入、支出に関する関係書類を事業完了後の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（契約の解消）

第20条 当財団は、第13条の定めによる事業の中止の届出があった場合及び次に掲げる事項に該当する場合には、一方的に契約を解消することができる。この場合、事業者は委託金を返還しなければならない。

( 1 ) 事業者が、この要領に違反した場合

( 2 ) 事業者が、事業以外の用途に使用した場合

( 3 ) 事業者が、事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

( 4 ) 交付の決定後に生じた事情により、事業の全部又は一部を継続することが困難となった場合

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、当財団と事業者の協議により定めるものとする。

　付　則

　１　この要領は、2020年12月10日から施行する。

　２　2020年度については、この要領の内容にかかわらず、2020年12月1日から2021年3月31日までを原則として実施対象期間とする。

　３　この要領は、2021年1月19日に改正し、同日から施行する。